

■ミライノカード（JCB）特約

対象条項	現行	変更後（2026年8月3日適用開始分）
第1条	本カードは住信SBIネット銀行株式会社（以下「当社」という。）と株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が提携して発行するものでミライノカード（JCB）（以下「本カード」という。）と称します。	本カードは株式会社ドコモSMTBネット銀行（以下「当社」という。）と株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が提携して発行するものでミライノカード（JCB）（以下「本カード」という。）と称します。
第10条	<p><ご相談窓口> 住信SBIネット銀行 カスタマーセンター</p> <p><グループ会社> 住信SBIネット銀行株式会社 住信SBIネット銀カード株式会社 その他当社の連結対象会社および持分法適用会社</p>	<p><ご相談窓口> 株式会社ドコモSMTBネット銀行 カスタマーセンター</p> <p><グループ会社> 株式会社ドコモSMTBネット銀行 その他当社の連結対象会社および持分法適用会社</p>